

15. 環境配慮指針

(自動車修理工場、自動車解体業、ガソリンスタンド)

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

| | | | |
|------|---------|------|--------------------|
| ばい煙 | 焼却炉 | 悪臭 | 焼却炉、オイル臭 |
| 水質汚濁 | 汚水・油の流出 | 騒音振動 | 空気圧縮機、洗車機、ラジオ等屋外放送 |

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

| 区分 | 施設名 | 根拠法令 |
|------|----------------------------------|--------------------------|
| ばい煙 | 廃棄物焼却炉 | 大気汚染防止法 ダ イキソ類対策特別措置法 |
| 水質汚濁 | 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 自動式車両洗浄施設 | 水質汚濁防止法 |
| 騒音 | 空気圧縮機及び送風機 | 騒音規制法、県条例 |
| 振動 | 圧縮機 | 振動規制法、県条例 |

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

- ・屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声器を使用する場合は、静岡県生活環境の保全等に関する条例による使用制限が課せられるので、同条例に規定する遵守事項を確実に履行すること。(静岡県生活環境の保全等に関する条例第76条、同施行規則第36条)
- ・油水分離槽の設置・維持管理など、油が流出(地下浸透を含む。)することのないよう万全を期してください。事故が発生した場合、市長が応急の措置の命令をすることがあります。
- ・万一、油流出事故を生じた場合は、オイルマット等により流出した油を回収するとともに、水質汚濁防止法の規定に基づき、直ちに当課あて御報告願います。
- ・廃車等を保管する場合は整理整頓に努め、周囲の景観保全、悪臭や病害虫等の発生防止に御配慮ください。

問合せ先：環境局環境保全課 (054-221-1358, 1359)